

行田市告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により行田都市計画生産緑地地区を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに行田市に意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

行田市長 行 田 邦 子



- 1 都市計画の種類及び名称
行田都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域

名称	変更（案）の内容
太井第22号生産緑地地区	行為制限解除に伴い、一部廃止する。
長野第1号生産緑地地区	行為制限解除に伴い、一部廃止する。

- 3 都市計画の案の縦覧場所
行田市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年7月27日から令和8年8月10日まで